

令和元年 10 月 1 日より

介護予防・日常生活支援総合事業

第 1 号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）契約書別紙（兼重要事項説明書）②

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社〇〇〇〇
主たる事業所の所在地	〒 - ●●市●●●●
代表者（職名・氏名）	代表取締役 〇〇 〇〇
設立年月日	年 月 日
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

2 ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスセンター〇〇〇
サービスの種類	第 1 号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）
事業所の所在地	〒 - ●●市●●●●
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
指定年月日・事業所番号	年 月 日指定 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
実施単位・利用定員	〇単位 定員 〇〇人
通常の事業の実施地域	

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第 1 号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの内容

第 1 号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

令和元年 10 月 1 日より

5 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月31日から1月3日）及び旧盆を除きます。
営業時間	午前〇時〇〇分から午後〇時〇〇分まで
営業時間	午前〇時〇〇分から午後〇時〇〇分まで 延長時間は、午前〇時〇〇分から午前〇時〇〇分まで及び 午後〇時〇〇分から午後〇時〇〇分までとします。

6 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 〇人、 非常勤 〇人
看護職員	常勤 〇人、 非常勤 〇人
介護職員	常勤 〇人、 非常勤 〇人
機能訓練指導員	常勤 〇人、 非常勤 〇人

7 サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の担当職員(生活相談員)及びその管理責任者(管理者)は下記のとおりです。
サービスの利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 〇〇 〇〇
管理責任者の氏名	管理者 〇〇 〇〇

8 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号通所事業（介護予防通所訪問介護相当サービス）の利用料

【基本部分】

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
事業対象者要支援1	16,550円(1月につき)	1,655円	3,310円
事業対象者要支援2	33,930円(1月につき)	3,393円	6,786円
事業対象者要支援1	3,800円(1回につき) (1月の中で全部で4回までのサービス)	380円	760円
事業対象者要支援2	3,910円(1回につき) (1月の中で全部で5回~8回までのサービス)	391円	782円

令和元年 10 月 1 日より

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）		加算額		
			基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
生活機能向上 グループ活動加算	生活機能の向上に対して実施される日常生活上の支援を行った場合		1,000円	100円	200円
運動器機能向上加算	運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練を行った場合		2,250円	225円	450円
栄養改善加算	低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合		1,500円	150円	300円
口腔機能向上加算	口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔掃除の指導もしくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施を行った場合		1,500円	150円	300円
選択的サービス 複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合	運動器機能向上及び栄養改善	4,800円	480円	960円
		運動器機能向上及び口腔機能向上	4,800円	480円	960円
		栄養改善及び口腔機能向上	4,800円	480円	960円
選択的サービス 複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		7,000円	700円	1,400円
事業所評価加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合		1,200円	120円	240円
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）イ※	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	事業対象者・要支援1	720円	72円	144円
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）ロ※		事業対象者・要支援2	1,440円	144円	288円
		事業対象者・要支援1	480円	48円	96円
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）※		事業対象者・要支援2	960円	96円	192円
		事業対象者・要支援1	240円	24円	48円
			事業対象者・要支援2	480円	48円

令和元年 10 月 1 日より

生活機能向上連携加算	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合	2,000円	200円	400円
生活機能向上連携加算 運動機能向上連携加算あり		1,000円	100円	200円
栄養スクリーニング加算	管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合 1回につき（6月に1回を限度に）	50円	5円	10円
介護職員処遇改善加算 （Ⅰ）※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合基本サービス費に各種加算減産を加えた総単位数（所定単位数）	所定単位数の 59/1000	基本利用料 の1割	基本利用料 の2割
介護職員処遇改善加算 （Ⅱ）※		所定単位数の 43/1000		
介護職員処遇改善加算 （Ⅲ）※		所定単位数の 23/1000		
介護職員処遇改善加算 （Ⅳ）※		（Ⅲ）の90/1000		
介護職員処遇改善加算 （Ⅴ）※		（Ⅲ）の80/1000		
介護職員等特定処遇 改善加算（Ⅰ）※	現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っていること。	所定単位数の 12/1000	基本利用料 の1割	基本利用料 の2割
介護職員等特定処遇 改善加算（Ⅱ）※	介護職員処遇改善加算に基づく取組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること	所定単位数の 10/1000		

（注1） ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

令和元年 10 月 1 日より

(2) その他費用

延長料金	利用者の希望により、サービス提供時間を超えてサービスを利用した場合、1 時間につき〇〇円の延長料金をいただきます。
食 費	食事の提供を受けた場合、1 回につき〇〇円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、1 回につき〇〇円の実費をいただきます。
そ の 他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防通所介護相当サービスで、利用料が月単位の定額の場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の〇〇%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の〇〇%の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料は不要です。

(4) 支払い方法

上記 (1) から (3) の利用料 (利用者負担分の金額) は、1 か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、〇〇日以内に差し上げます。

支払い方法	支払要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の〇日 (祝休日の場合は直前の平日) に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。 〇〇銀行 〇〇支店 普通口座 〇〇〇〇〇〇〇
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の〇日 (祝休日の場合は直前の平日) までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 〇〇銀行 〇〇支店 普通口座 〇〇〇〇〇〇〇
現金払い	サービスを利用した月の翌月の〇日 (休業日の場合は直前の営業日) までに、現金でお支払いください。

令和元年 10 月 1 日より

9 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	〇〇〇〇
	氏名	〇〇〇〇
	所在地	〇〇〇〇
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄)	〇〇〇〇 (〇〇〇〇)
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

10 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター、**●●市**及び沖縄県介護保険広域連合等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	面接場所	当事業所の相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し出ることができます。

苦情受付機関	●●市福祉課	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	沖縄県介護保険広域連合	電話番号	098-911-7502
	沖縄県国民健康保険団体連合会	電話番号	098-860-9026

12 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

13 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

令和元年 10 月 1 日より

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地

事業者（法人）名

代表者職・氏名

㊟

説明者職・氏名

㊟

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所

氏名

㊟

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏名

㊟

立会人 住所

氏名

㊟